

て作られますものは、原則として第三者に賃貸あるいは経営の委託をする考
えであります。しかし第三者がそうい
う申し出をしない場合も予想できま
すので、そういう場合には例外的に公
園がみずから経営することに考
えておるわけでありま
す。また高架の下の利用につ
きましても同様に第三者に貸
す考えであります。

次に契約締結の方法でございますが、契約の締結に当りましては、公
園の競争契約の方法によりたい考
えておる。その方法で相手方を決定
して、賃貸借または経営委託の契約を締
結する考えでございます。

次に契約の条件でございますが、期
間につきましては、賃貸または経営委
託の期間は三年から五年以内にした
い考えでございます。

それから使用関係についての規制で
ありますが、使用目的にも制限を加
えたいという考えをおるのであり
ますが、各種施設の使用者は、公
園の承認がなければその施設を指定された
目的以外の目的に使うことができ
ないこととした考えであります。そ
れから原状の変更についても制限を加
える考えでございます。各種施設の
使用者は、公園の承認がなければ当該
施設の原状を変更し、またはこれに他
の物件を付加することができないよう
にいたしたい考えでございます。

次に譲渡及び転貸しの制限ござい
ますが、施設の使用者はその施設を転
貸しし、またはその施設に関する経営
権を譲渡してはならないこととした
たい考えでございます。
それから次に危険行為などの禁止で
ございますが、施設の使用者は高架の

下、その他公園が指定した場所にお
いては暴発あるいは破壊しやす
いもの、その他公園が危険と認めるもの、また
は臭気を発するものを取り扱
い、また人に迷惑を及ぼす行為をしてはなら
ないこととした考えであります。
それから次に、これらの施設につ
いての立ち入り調査でございますが、危
険の防止その他公園において必要と認
めた場合で、公園の職員が各種の施設
の中に立ち入って当該施設の状況、収
容物件その他について調査すること
ができるようにしたいという考え
でございます。

以上が使用関係の規制でございます
が、次に契約の解除についても規定
いたしたい考えでございます。契約の当
事者が破産の宣告を受けたり、また契
約の当事者が禁治産または準禁治産
の宣告を受けたり、また契約条件に違反
し、その他契約の当事者の不信行為が
契約関係を継続することができないと
公園が認めるとき、かようなときには
各種施設の賃貸または経営委託の契約
を解除することができるといた
したい考えでございます。これは契約の
解除について申し上げたのでありま
すが、次に賃貸料及び委託料の基準で
ございます。

各種施設の建設費等の原価を償うこ
とができるように、かつ近傍類似の企
業実績などを勘案しまして、適正であ
ると認められる賃貸料または委託料
にしたい考えでございます。なお特に

給油所につきましては、給油所施設の
使用の実績に応じてその額を定める方
法も考えたいと思っております。

以上が契約条件の内容でございますが、契
約の制限もいたしたい考えござい
ます。この給油所が独占されること
のないように、同じ銘柄のガソリンを販
売する給油所の数が高速自動車国道にあ
る給油所の総数の一定割合をこえる場
合には、その契約を締結できないよう
にしたいと思っております。また、同
じサービス・エリアの中で、同じ商標
のガソリンを販売する給油所が二つ以
上ないよう契約を締結したいと思
考えております。これは、休憩所等
につきましても同様でございます。給
油所に準じた取扱いを考えたいと思
っております。

今考えておりますこの管理基準に対
する政令に考慮すべき事項といたしま
しては、以上申し述べた諸点ござい
ます。

○石井桂君 今私がお聞きしたこと
は、たとえば例を給油所にとりま
すと、要綱の一に書いてあるところによ
ると、日本道路公団がみずからの手
でやるのが原則なんですね。そして、
それを第三者に賃貸することもあるよ
うになっておるわけでしょう。

○政府委員(富樫一君) 今御説明申
し上げましたのは、逆でございます
が、この原則は、第三者に賃貸ある
いは委託するということでございます。

○村上義一君 今の質疑に因連してお
るんでありますが、休憩所、給油所
の他の施設、まあ簡単な修理所その他
の施設の意味でございますが、今お話を
聞きますと、原則として公園みずから

は直営はしない。ここで管理という意
味は、賃貸もしくは経営の委託で処理
していくと、こういうお話を伺いま
した。なお、この休憩所というのは、大
体どういったような施設を予想してお
られるんですか。洗面所その他ある
はまた飲食物の提供ということも考
えになっておるのですか。

○政府委員(富樫一君) 休憩所につ
きましては、洗面所のはかに、簡単な
食事ができるような施設を考えてお
るわけでございます。

○村上義一君 なお、前刻の御説明
で、転貸は禁止する、経営権の委託も
もちろん契約で禁止するということ
のようでありましたが、また、一方契約
の解除、契約の条項に違反したとき
は、何となく一方の意思によって解
除するといったような条項は、これは
もう恒例としておつけになるだろうと
思っておりますが、しかし、実際問題とし
てはこれが実行できないケースがも
ろひんびんとして起る。いかにまず最初
の賃貸契約者あるいは経営の委託者
との間には、契約書には厳格な文句に
なっておりますが、その人と第三者
との間に別個の契約をして、この賃
借権を、また、賃貸物件を転貸する、あ
るいは経営権を委託するということに
なりますと、どうも善意の第三者は対
抗できないという趣旨で動きがとれぬ
というのがある。今日、国鉄のガード
下はそれで悩ま切っておるんです
が、これは元来こういう場合に権利金
を徴収するといふ建前をおとりになる
のですかどうですか、まず伺いたい。

○政府委員(富樫一君) 今のところ
は、権利金としては敷金程度を考えて
おるのでございます。

○村上義一君 ただいま申しました
のが権利金と密接な関連があるんで
すが、いかに緻密な契約条項を羅列して
いても、第三者に委託するといふ場合に
は、そういうものを引込めておつて、
ただ甲の賃貸者あるいは経営者から乙
に委託するといふ契約をした場合に
は、これはいかんとも仕方がないの
じゃないかと思つて、実はこういう
場合に、権利金を取るだけ取るとい
うのが私は至当じゃないかというこ
とを思つておる。今直ちにここで
考えを変えられたいということは
できませんが、さらに十分慎重な御
検討が願いたいと思つておる。ここ
からいろいろのスキヤンダルが起つて
くるこれはもたんどすから。

なお、十九条に付加する事項のうち
で、一、つ、つまり一事務所、倉庫、店舗
その他政令で定める施設を、「一建設
し、及び管理すること。」この管理と
いう意味も、やはりただいまお尋ね
しました管理という意味と同じような方
法を実行される意味なんですか。

○政府委員(富樫一君) その通りで
ございます。

○村上義一君 その点に行きますと、
なおさら私は相当な権利金を徴収さ
れることが最も策の得たものと思
うのであります。したが、しばらく御研究にお
まかせしたいと思つておる。

○政府委員(富樫一君) お話の点
も、十分私も心配しておるところで
ございます。で、先ほど御説明申し上
げましたが、賃貸料あるいは委託料を
きめるときに、これは最も適正な価格
にしたいという考えでございますが、
特に日本国有鉄道の場合にはその料
金が安かつたというふうなことも聞いて

○村上義一君 今御説明申
し上げましたのは、逆でございます
が、この原則は、第三者に賃貸ある
いは委託するということでございます。

の場合に、一々委託を受けた後に公団が建設大臣の認可を受けるということは考えられない、包括委託だと思つては、そこで私人がそういう構造物を作ろうと考へた場合には、道路占用だけ受ければそれで一切の委託ができるし、公団もそれを受けてやれると、こういう法律の建前になつておるのでございませうか。

○政府委員(富樫凱一君) これは私人の場合には道路占用の許可を得れば、それによりまして公団は委託を受けて、たとえば事務所等の建設をすることが出来るわけでありませうか。

○西田信一君 そういたしますと、先ほどの御答弁の、建設大臣の認可を受けてこの業務が行えるということとの関連はどうなるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) ただその委託を受けて高架の下に事務所等を新設、改築する場合には、その業務について建設大臣の認可を公団はまとめて受けなければならぬのであります。

○西田信一君 公団がまとめて建設大臣の認可を受けるというのは、個々の委託を受けたものを全体ひっくるめて、その何といひますか、たとえば十件ある、二十件ある、百件あるそのものを取りまとめて建設大臣の認可を受けた上でその委託に応ずると、こういう御答弁でございませうか。そういう意味なんでしょうか。

○政府委員(富樫凱一君) そういうこととでございます。

○西田信一君 その場合に、新設または改築を一体として建設する事務所云々というふうになるわけではございませうが、その財産区分はどういうふうになるわけではございませうか。

○政府委員(富樫凱一君) 私人の委託に基きますものは私人の財産ということとでございます。

○西田信一君 その「一体」として建設する「一体」と言ひましても、これは同時にやるという意味だと思ひますけれども、財産区分は明確になるかどうかということですね、その点はどういふことになるのか。結局もつと平たく言ひますと、高架の下だから屋根も要らない、柱も要らないということになると思ひますが、その実際の財産の区分はどこでつけるのかということと。

○政府委員(富樫凱一君) 高架道路として新設あるいは改築されるものは、これは道路として作られるわけではございませう。それに建築物として付加して作られるものが、これが私人の場合には委託に基き公団が実施できるわけでありませうが、でありますから、私人の財産となるものは道路の構造物に付加して作られたもので、これが私人の財産になるわけでありませう。

○西田信一君 そういう委託によるところの事務所その他の建設したその私人は、道路占用料等を支払い、そしてその建築費の支払いをすれば、それは永久に自分の所有物として、財産として事務所あるいは店舗等を営業に永久に使える、こういう権利が生ずるわけですか。

○政府委員(富樫凱一君) その通りでございます。

○西田信一君 その場合、何か先ほどの場合は、直接建設しました場合には、敷金という、それは権利金であるか敷金であるか明確ではありませんが、そういうものを取るといふこととありませうか。

ますが、この委託による場合は道路占用料だけでそういう施設を持てる、しかも他の建築物に比べては屋根も要らない、柱も要らない、ほんのちよつとつけ足せばできるというのでありますから、非常に私は有利だと思ひます。そういうことでは非常にこれは希望者が多くなると思ひますが、その場合に何か別途占用料以外にその建設費の一部を持たせるとか持たせないとか、持たせないかという気もいたすわけではございませうが、そういうお考えはお持ちになつていないのでございませうか。

○村上義一君 関連質問。なお今のよりのお話もありますし、特に付加して施設したというもののだけの経費で占用を許されるという趣旨であると思ひます。非常な問題が起つてくると思ひます。で、先刻例にとりまして国鉄高架線下でも、大体あれに坪五万円でも権利金は安いという場所もあつて、こういう高速度の道路の下でありますから、ずいぶんいなかもありませう。これはもうシビック・センターの高架鉄道なんかの下とは趣きを異にしておりませうが、しかしそういう場所もあるだらうと思ひ、またこれに準ずる場所も。そういう所ではやはり高架線の、高架道路の下が坪二万、三万という価値のある所もできてくるはずなんでしょう。従つてこれに付加施設を認めると思ひます。ついでに申し添えませう。

○岩沢忠義君 私はこの道路公団一部改正案で、何がゆゑにこんなに早くやつたのか、その原因を一つ、まだ道路もできておらず、そしてこれからやろうとするときに、こういう利権の作りよるな法律を何ゆゑにこんなに早く提出したのですか。何か公団の方から要望があつてやつたのか、あるいは道路局で先物買ひでこういう準備をやつたのか、どちらですか。

○政府委員(富樫凱一君) 先ほどの西田先生、村上先生のお尋ねでございませうが、これはお話のようにその点が心配されるわけでありませうが、私どものたゞいま考へておられますのは、こういう場所の占用につきましては、特に占用料を適正なものに考へていきたいという考へでおるわけではございませう。

それから岩沢先生のお尋ねのなせ急いでやるかということではございませうが、本年度から名古屋・神戸の高速国道に着手するわけではございませうが、さしあたり本年度は用地の買取でございませう。この用地を買収いたしますときに、この高速国道に付帯して施設されますもの用地もあわせて取得しておいた方が便利でございませう。またその必要があるので、特に公団法の改正をお願ひしたわけではございませう。

○西田信一君 適当な道路占用料を取ることによつて、まあ御答弁にはなかつたが、建設費の一部をも負担させるといふお考えのように伺ひます。そのように解してよろしうございませうか。

○政府委員(富樫凱一君) それは占用料の方は、その占用料から建設費をまかなうという考へはございませう。ただその付近の似た所と比較いたしましたら、バランスのとれたものに占用料もきめていくという考へ方でございませう。

○西田信一君 今付近のものと均衡のとれた占用料というお話でありませうが、それは何と均衡をとるか、他の道路占用料と均衡をとるといふのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 他の土地の価格、あるいは土地の賃貸料と均衡のとれたというつもりでございませうが、ちよつと言葉が足りませんでした。そういう意味です。

○西田信一君 私が先ほどから申し上げておきますのは、土地の価格に相当した占用料というものは、これは普通の占用料の考へです。普通の占用料はそうなつておる。しかしながらそういう構造の一部を利用するといふ、その利用料といひますか、利用するのであるからして、そういう普通事務所を作ればもつとわかるけれども、そういうものを利用することによつて非常に安くいくといふことも考へられます。で、そういう点を何らかの形で負担をさせるという必要はないか、そういう考へに基いてお聞きしてはいるわけなんでしょう。そういうお考えはお持ちになつておられませうか。

○政府委員(富樫凱一君) これはどうも落しまして申しわけないのですが、この建設費につきましては、付帯して設けたいと、これは私人が出して、その委託で公団がやるわけでありませうが、そのほかに出しますものは、占用料とこの使用料も取るつもりでおるわけですか。

○西田信一君 使用料といふのは何の使用料ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 占用料の中に使用料と考へられるものを含めるといふことと。

○西田信一君 そうすると、私が先ほど申し上げておりました占用料だけでは安過ぎる、むしろそういう構造の一部を利用するのであるからして、その構造物の利用料というか、使用料、そういうものを含めたものを徴収したかどうかという意味でお尋ねをしたのですが、私がお尋ねした趣旨のようなことをお考えになっておる、このように理解してよろしいのですか。

○政府委員(富樫凱一君) この占用料の中にその利用料といいますが、そういう利用に因するものを含めて占用料をきめるという考え方でございます。

○西田信一君 最後にもう一ぺんお聞きしますが、先ほど委託を願ひ出る、あるいは委託の申請をする場合には、手続としては占用の許可を受けておればよろしいのだ、こういうことでございまして、また一面御答弁の中に、この建設の委託を受ける場合は公団は一括して建設大臣の認可を受けてやるのだ、こういう御答弁がございましたので、そうしますという、申請は個々に行われる、その場合には道路占用の手続はするけれども、認可を先に与えるのか、あるいはまた一括して、そういう申請があつたならばそれを建設大臣の認可を受けたのちにその占用を許可するの、そのところがどうも前後しておるようになりまして、これは実際にどういふことになりま

か。おきましては、それぞれの道路管理者があるわけでありまして、まず道路管理者に道路の占用を願ひ出まして、その占用の許可を得ることが先でございます。占用の許可されたものが建設について公団に委託を申し出ましたときは、公団はそれぞれ取捨いたしましたして、そのものの委託を受けるわけでありまして、それを一括して建設大臣の承認を受けるということになるわけであり

○岩沢忠義君 先の御答弁で、用地の買収のときに高速度国道に付帯して付設される用地も一緒に買わなければならぬから、こういうものを出したというのでありますが、公団法の第一条を

広義に解釈すれば、わざわざこんな法律は出さなくてもいいじゃないですか。第十九条に一号から五号まで書いてあるのに、もう一ぺん給油所とか、その他を建設、管理を行うということになる。この公団法の第一条、あるいは第十九条をそのまま生かせばいいのじゃないですか、利権を伴う疑惑を起す法律のように私には見えるのですが。よほど工事が進んで後公団が十分研究して、先ほどの村上さんの主張に対しての答弁では、今後十分調査するといふような、まず非常に未熟な点を加味してこの法律が出ておるのだから、今すぐ出すというのはいささか早過ぎる、と私は思うのです。どうしてこれを急速に出したのかわからない。もつとはつきり言われてくれませんか。第一条を広義に解釈すれば十分運営ができませんよ。

○政府委員(富樫凱一君) 私どもの考

えでは、この第一條の解釈でこの付帯施設を含めることは無理と考えたわけ

でありまして、第一条には、日本道路公団は、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設というよりなことがありまして、この道路を作るということが目的でございます。この給油所、休憩所を設けるに至りましたのは、高速度自動車国道ができましたので、高速度自動車国道を円滑に運営するために、給油所、休憩所がぜひとも必要になって参るわけでありまして、それを付帯施設といたしたわけでありまして、この一条だけで給油所、休憩所等を設けることはいかかかというところで改正を考えたわけであり

○岩沢忠義君 その第一条には、「その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等によって、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的とする。」とあります。この項目で十分この法律はカバーできると思うのです。非常に狭義にあなは考えておるから、この法律が要るのだらうと思ふ。円滑に自動車国道を運営するといふ意味において、自然的に給油所とか何とかがいふことを考へつたと思ふのですけれども、根本は僕はまだ時期尚早だといふ一語に尽きると思ふ。というの

は、もつと研究する題目が非常にこの法律に包含されておるのですから、あわててやる必要がないといふことなんです。

○政府委員(富樫凱一君) 先ほど管理

基準の政令案の考へ方を御説明申し上げたわけでございますが、この案は未熟でございます。これから検討いたしましてきめるつもりでございます。この高速国道が建設されるに当りまし

て、どうしてもこういうものは建設の当初において考へて置く必要があるといふことから、この改正をお願いいたしておるわけでございます。それから第一条の「新設、改良、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に」ということがあるわけでございますが、これはその他の管理の中に、給油所あるいは休憩所を含めるのはいかかかと考へるのでございます。これは公団が有料道路の新設、改良から、その他の管理を総合的に行つて、円滑な交通に寄与するということになっておるわけ

○岩沢忠義君 多分まあそうだらうと私は思ふのだけれども、しかし、こういうまだ十分研究もしておらないといふよりなときに、この目的は、交通を円滑にするというのが、公団法の第一条にはつきり言つておるのだから、それを一時的にも利用して、運営によつてこれが処理できる、こういうふうには思ふがね。そこで根本は狭義に解釈するのと、僕のように広義に解釈するのと、さつきから言つたように給油所を公団で作つて、これを委託経営を原則としてまた云々というよりなものと、それから高架道路の下の商店とかあるいはその他に利用さすというよりな、権利の売買というよりなものについて起つてくるような非常に利権の根源といひますか、こういったものになり勝ちなものを今すぐやると、まだ仕事

ができていないのに、こういう法律ができた、そうするとどういふふうなもの

ができるのだらうか、われ勝ちにあの手この手というふうなことをする、こ

ういふことを私はおそれておるので

す。ですから仕事は相違ないに、そういうふうなことを十分研究して、それでやるということではないの

じゃないか、こゝ私考へておるので

す。それで給油所のごときは、これはきつと公団の直營でやるということ

は、たとへば神戸と名古屋の間は百何

十キロであるから、これで大体十何カ

払いという事になります。その時期に間に合いますように、委託者の方から公団が金を受け取ってこれを払っていくという格好になるわけでございます。それから登記につきましては、これは委託いたしました者の名義で登記するということになるわけでございます。

○委員(中山福蔵君) そりすると、あなたの方で請負契約の代行をしておられるということになるのじゃないですか。大工とかそういうものが建築するので、代行をして、いわゆるこの建築屋に建設させるということになるのじゃないですか。そこはどうか。

○説明員(三橋信一君) その点はただいま建設省で地方建設局が委託を受けて、県あたりから委託を受けて仕事をやっております。その例に大体同じになると思います。これは何か県知事の委託に基づいて請負会社何某との請負契約を締結する、ちょっと例としては悪いかもしれませんが、第三者のためにその請負契約を結ぶというような格好の契約になっておるのであります。従つてこの公団の場合にも、ただいまお言葉の中にありました代行すると申しますか、そういうように実際上の格好はそうなると思います。

○委員(中山福蔵君) これは将来頻々として訴訟事件が起ると思うのですが、その点を法律上明確にしておかないと、非常な手落ちになってくると思いますが、そういう事情が懸念がございまして、なお後日御検討下さるようになります。なお後日御検討下さるようになります。

○委員(中山福蔵君) それからこの建設が終わって私人名前になるということになりますと、その土地は、その設置物の下にある土地というものは、普通のこれは民法上の賃貸借二十五カ年という最低ですね、そういうところになるのですか、その点どうなるのですか。土地の賃貸借契約というものはまた別になさるのですか。それはどうなんですか。

○説明員(三橋信一君) この高架道路の下の利用につきましては、公団がやります。委託によります場合には、それはここにははつきりいたしておりませんけれども、私人の有する土地の上に委託に基いて建てていく、そういう場合のみを原則として考えておるわけなんですか。従いまして、今の賃貸借の問題は、公団との関係においては生じないというように考えておるわけでありまして。

○委員(中山福蔵君) この文句の書き方は、「当該道路の新設又は改築に伴つて公団が取得した土地に建設し」と書いてありますね。あなたの方で取得した土地の上に建設するということが、これは言葉に現れておるわけですが、その土地というものの上に建てられたら、土地の賃貸借契約がなければ、いわゆる地上権といふものを設定しなければこれは設備ができません。借り手がそこに生まれてくるんじゃないかというところに憂いがあるわけですか。お尋ねしておるわけですか。

○説明員(三橋信一君) ただいまの御質問でございますが、この第二項の第一号の方は、公団のみならず建築物を賃貸するわけでございます。第二項を賃貸するわけでございます。

○委員(中山福蔵君) 第二号の方は、公団が取得した土地というものを限定しておられません。二号の方につきましては、その私人の有する土地の上にそれを作っていくという場合を考えておるわけでございますか。

○西田信一君 もう一点伺つておきますが、先ほどの問題に関連してですが、私人が委託によって作ったその建築物は、これは第三者に所有権の移転は認められますか、認めませんか。

○説明員(三橋信一君) ただいまお尋ねの点は、所有権の移転は認めません。ただ、その際に、その前提として占有許可があるわけでありまして、その占有の許可は、新しい取得者がまた取り直さなくちゃいかぬということになります。

○西田信一君 所有権の移転を認めると、その所有権の移転を認められた以上は、これはその占有許可の取り直しということも認めざるを得ないと思つておる。そこで構造物、建築物を相当かりに大きな建築物を作つた、それを小間切にして、何人かに分けて所有権の移転をしたという場合も起ると思つておる。そういう場合に、いろいろ弊害が起るような懸念があるわけですが、そういうことに対する何か弊害防止についてお考えになっておられますか。

○政府委員(高橋一君) お尋ねの場合、これは考えられるわけでございます。で、こゝろいったことは適当じゃないかと考えられますので、先ほど御説明申し上げました管理基準の中には、そのことには触れておらなかったのですが、この中に一つそういう問題も考へて入れて参りたいと思つておる。

○西田信一君 今私がお尋ねしておるのは、公団のみならず作つたものを貸し与えるというような場合には、管理というか、管理行為が行なわれる。委託によって作つたものは、所有権が向うにありますが、管理基準で私は縛れないのじゃないか。要するに所有権の移転を認めるということになれば、これは分割して所有権の移転を認めるということも当然認めざるを得ないことになると思つておる。それを拘束する方法は、ちよつと私はむずかしいのじゃないかと、こゝろ思つておる。今の御答弁では、ちよつと私の懸念しておることは防止できないと思つておる。いかがでしょうか。

○政府委員(高橋一君) これはまず占有の許可を受けて起る問題でありまして、占有の許可をいたしたときと条件として考へていつたらどうかと考へます。

○西田信一君 そりしますと、先ほどの御答弁とまた違つてきたように思つておる。占有許可の場合に、将来これを所有権を移転するとか、ことに極端に言えば、それを分割して小間切れて売ると、所有権を移転するといふようなことは、条件として最初から認めない、こゝろいう条件で占有を許可すれば別ですけれども、先ほどの御答弁では、所有権の移転も認める、また所有権移転に伴つて占有の許可の取り直しも結局認める結果になるという御答弁のよらうでございます。こゝろは考へたわけですが、しからば所有権の移転を認めないといふことを条件にして占有許可をするといふふうに御訂正になつたわけですか。

○説明員(三橋信一君) 確かにごもつともな御質問でございますが、占有の許可の際に、所有権移転の問題について条件をつけることも可能だと思つておる。その条件のつけ方いかんの問題だと考へておる。従いまして所有権を移転することは、これは認めざるを得ないと思つておる。その移転のさせ方についての条件のつけ方、これは可能だと実は考へておるわけでございます。

○西田信一君 そりいたしますと、私が想像しておるような弊害が起る可能性があるので、これに対しては、その弊害を防止する手段を、道路占有許可を与えるときに何らかの条件によつてこれを防ぐ方法、具体的には今案ができておらないと思つておる。そのよらうな考へだ、このように伺つてよらしいわけですね。

○説明員(三橋信一君) そりいふに考へておる。○斎藤昇君 この所有権の移転について条件をつけて、その条件に違反したような仕方をした場合に、その移転を無効にできませんか。

○説明員(三橋信一君) 可能であると存じております。○斎藤昇君 それは不可能じゃないですか。その移転は無効だといふ訴訟は起せませんか。おそろく契約違反か何か賠償金は取れるかもしれないと思つておる。第三者に対抗できないだろと思つておる。これは御研究願ひたいと思つておる。

○説明員(三橋信一君) 確かにごもつともな御質問でございますが、占有の許可の際に、所有権移転の問題について条件をつけることも可能だと思つておる。その条件のつけ方いかんの問題だと考へておる。従いまして所有権を移転することは、これは認めざるを得ないと思つておる。その移転のさせ方についての条件のつけ方、これは可能だと実は考へておるわけでございます。

○西田信一君 そりいたしますと、私が想像しておるような弊害が起る可能性があるので、これに対しては、その弊害を防止する手段を、道路占有許可を与えるときに何らかの条件によつてこれを防ぐ方法、具体的には今案ができておらないと思つておる。そのよらうな考へだ、このように伺つてよらしいわけですね。

○説明員(三橋信一君) そりいふに考へておる。○斎藤昇君 この所有権の移転について条件をつけて、その条件に違反したような仕方をした場合に、その移転を無効にできませんか。

○説明員(三橋信一君) 可能であると存じております。○斎藤昇君 それは不可能じゃないですか。その移転は無効だといふ訴訟は起せませんか。おそろく契約違反か何か賠償金は取れるかもしれないと思つておる。第三者に対抗できないだろと思つておる。これは御研究願ひたいと思つておる。

○説明員(三橋信一君) ただいまの問題でございますが、所有権の移転につきまして、占有で条件をつける。その際に、その所有権が移転された場合

に、これが無効のものとして訴訟を起せるかということでございますが、占用の許可をいたしません。その性質でございますけれども、これに付けました条件も、道路の管理というものを全うしたいというこの道路法に基く条件でございますので、これに對して道路法に基いた措置をすることができると存じますが、ただこれについて無効の訴えができるかどうか、その点については、ちよつと検討させていただきますか。

○齋藤昇君 それは道路法に基いた占有権というのか、使用権というのか、それのない者が建物を所有したということになって、その道路法に基く処分、処置はできるかもしれないけれども、その移転した所有権は、それは無効だと仰うことはこれは不可能でしょう。

○村上義一君 今のお話に関連してなのですが、私は前にも申しましたが、善意の第三者には對抗することはできないかと思うのです。どうも契約を第一次に結んでおいても、まあこの道路下の、高架下の利用は千差万別、いろいろのケースが起つてくるかと思うのであります。これらのケースについていろいろの場合が起つたのを包括して、権利金取得という問題を前記申し上げたのですが、いろいろのケースを想定されて、そのケース、ケースをそれぞれ、さらにもう一段御検討をお願いしたいと思つたのです。ただ希望だけを申し上げておきます。

○斎藤昇君 ちよつと議事進行。ちよつと速記をとめていただきます。

○委員長(中山福藏君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中山福藏君) 速記をつけさせていただきます。それでは先ほどの日本道路公団法の一部を改正する法律案に対する質疑は次回に持ち越します。

○委員長(中山福藏君) この際、建築士法の一部を改正する法律案を議題に供します。

御質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。別に御発言もないようですから、質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないものと認めます。

○西田信一君 私はこの際、討論を省略して直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長(中山福藏君) それではただいま西田君の御動議がありましたけれども……。

それではこれより採決に入ります。建築士法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山福藏君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四十条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他事後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。それから報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

田中 一 岩沢 忠恭
石井 桂 西田 信一
稲浦 鹿藏 斎藤 昇
中野 文門 村上 義一
北 勝太郎 武藤 常介
大河原 一 次

○委員長(中山福藏君) 次に国土調査法の一部を改正する法律案を議題に供します。

御質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。

○田中一君 前回の委員会で資料として提出願つた、広島県賀茂郡吉川村全域の地目別筆数面積比較表について一応御説明をお願いしたいと思います。そのうしてその御説明とともに、この吉川村全域にわたる調査の結果、現行法の地方税率による税率は、調査前のものと調査後のものとがどういふ形になるかです。お示しを願いたいと思つておられます。

○政府委員(植田俊雄君) お手元にご覧いただけます。お示しを願つておられます。上に書いてありますのは、第一種地でございます。御承知の通り、固定資産税の賦課の対象になるものでございます。田と畑と宅地、山林、原野、雑種地と、こういうふうに六項目に分けて掲載いたしております。その下に

ございますのが第二種地でございます。これは墳墓地、公衆用道路、用懸水路、ため池、堤と、保安林、こういう種類に分けております。筆数におきましては、地籍調査前と地籍調査後におきまして、第一種地におきましては六百十五筆減つております。面積におきましては五四六％でございますから、五倍ということに相なっております。

第二種地におきましては、筆数におきまして百三十三、面積におきましては九〇％増に相なっております。

第二段で御質問のございました吉川村の固定資産税の増がどの程度になっているかという問題でございますが、この吉川村につきましては、二十七年から三十一年にわたつて五年間で調査を終えたわけでございますが、最近この村が他の町村と合併いたしております。そういう意味におきまして、この村はこれ自体では一つの課税区域にならないことになっておりますので、先日申し上げましたように、この地域だけの地籍調査が終了して、この地籍調査の結果に基いて固定資産税を課することはないのでございまして、しかし、もしもこの増によりまして計算いたしますと、どういふことになるかということの推定をいたしたわけでございまして、時間もございませんでしたので、吉川村の個々の土地についての評価額を聞く間もございませんでしたので、全国平均の推定評価額をとりまして計算いたしましたところ、もしも吉川村のこの地域につきまして、固定資産税を全国の標準税率によりまして課したといたしますれば、三万八千四百四十六円の増になる、こういうことに相なっております。

○田中一君 課税対象外の第二種地に移つた第一種地の面積はどのくらいになつておりますか。

○政府委員(植田俊雄君) その前に非常に重大な間違いをいたしましたので、御訂正をお願いいたしました。先ほど五倍と申しましたのは段を一つ間違えました。九％の増でございます。まことに申しわけございません。

面積におきましては、この吉川村につきまして第一種地が七十一町歩、それから第二種地が百四町歩でございます。失礼しました、三十二町歩でございます。

○田中一君 この吉川村の例から見ると、一応広島県全部の区域の税率はどのくらいに見ておられるのですか、税の増収は。

○政府委員(植田俊雄君) たまたま吉川村につきましては、この程度のなわ延びが出たわけでございますが、広島県全域についてどう出るかということの推定がつかせませんのでございまして、その点はまだ計算いたしてございません。

○田中一君 金額で見ますならば、三万八千四百四十六円の増ということになります。土地の所有者の面から見ると、やはり相当延びておるものもあるのじゃないかと思つたのです。で、こういうものが広島県一つとして見た場合に、この課税に対する政府の態度、いわゆる自治庁の態度というものは、先般奥野君から聞くと、一町村単位に完成したものから取らうということをおっしゃつたように記憶しております。

八

が、それでもなお課税の不均衡、担税の不均衡ということが現われると思うのです。そこでこの際自治庁の長官の出席を求めます。そうしてこれらのものが順次調査が進む過程においてどういふ態度を政府はとるかという点であります。むろんわれわれは実測されたものが正しい面積が出、これによって課税されることは当然であると考へておりますけれども、そのために特定な農民が自分の生計、この田畑によって生計を営んでおるものとするならば、一応安定した生計を営んでおるものとしたしまして、やはり負担がふえることによつて出てくる悪影響というものも考へなければならぬので、自治庁の態度をお聞きして、それから私は質問をやめようと思つております、そのように一つお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員(中山福蔵君) 今自治庁長官に交渉しております。その前に他の方に御質問をお願いいたします。

○西田信一君 この表で非常に不思議に思ふところがあるのですが、第二種地の用悪水路、あるいはその公衆用道路、これは長野県の場合も広島県の場合も非常に異常ななわ延びというか、地籍の増がある。長野県の場合で四倍七分、あるいは五倍、それから広島県の場合では二十二倍、あるいは十五倍、こういうふうなちよつと想像つかない面積の相違があるわけですね。これはどういふ理由によるものでしょうか。どうも常識では判断できないのですが、一つ御説明をお願いします。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまの点はどうも各個の敷について検討したわけでもございませんが、従来公衆用

道路と事実上なつておりまして、それは田畑扱いになつておりまして、あるいはそれが課税対象になつておつたかも知れないと思つておりますが、この地籍調査をいたしました機会にその点が明確になつてきたものと、こういうふうな解釈してよいかと存じております。

○西田信一君 今の御答弁によると、当然免稅措置であるが、税金を払つておつたものが相当あつた、そのために当然道路用地であつたものが田畑として課税されておつたものが相当ある、こういうことに原因するということですか。

○政府委員(植田俊雄君) 私の先ほどの言葉で、税金を払つておつたと思つておつた、あるいは言い過ぎと思つておつた。固定資産税を払うについては市町村が課税対象を検討するわけでございますから、そこまではあるいは市町村で課税の場合にしんしゃくしておつたかも知れんかと存じます。従来田と畑の地目でありましたものが、公衆用の道路とか用悪水路というふうな公共用のものに事実上なつておつた、これが地籍調査の際に一筆ごとに洗つて参りますと、明確になつたものが多いのじゃないか、こう申し上げたのでございます。

○西田信一君 こういふのがあると思つた、寄付をしたけれども、それがそのまま田あるいは畑になつておつて、原因はむしろ私の体験するところでは寄付者側になつて、受け入れる国なり都道府県なり公共団体なり、これらがせつかく寄付したものに對して手続を怠つておるために、非常にそのままになつ

ておる、こういうものがずいぶんあると思つたのです。そういうことであるならば、さういふのですけれども、これは地目を調べたのでしよう。さうするに公衆用道路というものは道路であつて、私は六反一畝といふものが何倍に、地籍のものか二十二倍になるというところは常識で考えられないと思つたのです。それは地番別集計表ではないのですが、それならばさういふばかなことが起るはずはないと思つたのです。

○政府委員(植田俊雄君) 公衆用道路という解釈でございますが、これは地番が国有でありますとか、県有、市町村有のさういふ公物としての道路ばかりではございませんで、私有のものでもございまして、それが公共用の道路として利用される、さういふものも入つておられます。さういふ意味におきまして、若干道路法の道路とは概念が廣うございまして。

○西田信一君 さういふ調べ方だとすればさういふことになるかも知れませんが、私は公衆用道路なんという地目はないと思つたのです。だから道路敷であるとか、あるいは宅地であるとか、田畑、田であるとか、畑であるとかいふことであると思つたのですが、この調査は、それでは長野といふことではなくて、用途別にただ調べた。さうするに実際には田畑であつたものの一部が道路に使われておつた、さういふ資料なのですか。

○政府委員(植田俊雄君) なわ延びといふ意味を申し上げる場合に、すでに農耕等に使つておる田、畑につきましては、さういふ言ひ方ができると思つた。第二種地につきましては、現実に調べた結果の実際の用途別に分類

すれば、さういふことになると思つた。さういふふうに御理解願はばよろしいのではないかと存じます。

○西田信一君 さうしますと、この調査では、実際に田であり、畑であつたものが相当あつた、しかしこれは現実には道路に使われておる、あるいは用悪水路に使われておるから、こつちの方で地籍がふえておる、さうすると田畑の方でそれだけ減つておるといふことになりまして、実際にこの表で見ると、つまり田畑といふものはもつと実際なわ延びがおりますけれども、さういふ現実に道路に使われるものは、道路の方に移したり、移しかえをしておるからこの程度であるが、もつとさういふものを現実の地目別にいいますれば、もつとふえておる、さういふふうになるわけですね。

○政府委員(植田俊雄君) 土地台帳に載つております面積をそのまま延ばしていくといふ考へ方でございますれば、仰せの通りにならうかと思つた。しかしその中から公衆用道路、用悪水路の道を除いて実際の農耕等に使つておる田と畑だけを調べまして、お手元にございましてさういふ若干のなわ延びがございまして、お説の通りでございます。

○田中一君 今、西田君の質問であつたは、実際は税金を取つておるからわからぬといふことを言つたけれども、その農民が、所有者がさうした申告、申告といふか、異議の申し立てをしなれば、そのまま取られておる例もあるやもはかりがたい。むろん固定資産税を末端の地域で取るのですから、実際のものには見えておるのでしようけれど

も、さういふことの事例は今までありませんか。

○政府委員(植田俊雄君) 従来におきましては、田と申しましたが、さういふことで土地台帳に載つておりました、田の一部におきましては全然農耕に使えない部分もございまして、さういふよりましては、大きな石が昔から田のまん中にすわつておるといふ所もあるやも存じます。さういふ所は調査によりまして、課税の査定に際しまして、公正にやつておりましたれば、その面積は当然除いておるべきものだと考へます。さういふ意味から申しまして、先ほど西田先生のお話で申しましたように、税金を払つておつたと思つた訂正さしていただきましたから、

○田中一君 ちよつと念を押しておきますけれども、実際に三万八千四百四十六円です、数字の単位の違ひはございせんか。

○政府委員(植田俊雄君) 私どもの全圍平均の標準価格、また標準税率といふことで計算しましたのが三万八千円でございます、これには差はございせんか。

○委員(中山福蔵君) ちよつと速記やめて下さい。

○委員(中山福蔵君) 速記を起して。

○委員(中山福蔵君) それでは政府委員がお見えになる關係上、他の議案を議題に供します。すなわち駐車場法案を議題に供します。御質問のおありの方は順次御発言をお願いします。

○田中一君 料金を取る方法はもう決定しておりますか。いろいろあると思ふんですが、そのうちの最後のどのよう方法で取るということになりますか。

○政府委員(町田稔君) 料金を取り出す方法につきましては、料金を取る機械との関係がございまして、現在まだ具体的にはどの方法というようになりまっております。

○田中一君 この写真を見ますと、アメリカなんかではやはり機械をもって徴収するようになっておるようですが、そこでこういう機械等は、おそれる日本には今までの機械等では、政府が指導してですね、試作をされているのかどうか、その点はどうか、現状ですか。

○政府委員(町田稔君) 機械につきましては、東京都におきまして、外国の例等を模範といたしまして、各会社に試作をさせておるようでございます。政府におきましては直接試作をいたしております。

○田中一君 幾つぐらいの会社に試作をさせておられますか。そしてこれは特許になるべきものですか。それともそうでないものですか。

○説明員(小林忠雄君) これは特に政府が指導するということはございませんで、会社の方で自発的に研究をいたしておるようでございますが、現在東京都の方で連絡をとっておりますが、社は二つばかりあるようでございますが、その中でアメリカなりドイツなりのパテントをとらないとできない部分があるようでございます。ただこれは外国のパテントをとらないとできないものであるか、あるいはそれに若干の

工夫をすれば、外国からそういうパテントをとらなくても独自の——日本独自のパテントでやる余地があるようにも聞いておりますので、その点はまだ確定していません。

○田中一君 今二つの会社がやっておるといってお話でしたが、むろんこれはこの機械を特定な業者がですね——だけが納入するということがあった場合ですね、またやはりいろんな問題が起る危険も多分にあると思ふんです。それでどういふ会社が作っておりますか知りませんが、そういう点のないようにですね、やはり四軒なり五軒なり——四軒、五軒きめても、談合はして値段をきめるんではないか、まあ国民からそういう疑いの目をもって見られないような方法をとってほしいと思ふんです。

○説明員(小林忠雄君) この数字は、この整備計画の「方針」のところに「計画区域」といたしまして、百二十三万五千九百坪を一応対象としておりますので、このあと駐車場台数その他の資料はすべてこの区域内のものでございます。

○田中一君 これ以外の考慮されている所はないのですか。

○説明員(小林忠雄君) 首都圏がただいま建設省なり運輸省なりに示して参りました所はこの地域でございますが、この法律案が通過いたしますれば、駐車場整備地区として考えられます所は、この首都圏の勧告しております以外にも、東京につきましては新

宿、渋谷というような都心が一応考慮に上るのではないかと考えております。

○田中一君 この地元の商店街等からそういう申請がある場合ですが、それは申請されて考慮されるということになるのか、あるいは一方的にその都市においてきめられるものなのか、その点はどういふ扱いをしようというつもりですか。

○政府委員(町田稔君) 決定に当りましては、十分地元の意向を事実上尊重し、聴取して参りたいと思ひます。決定自体は知事が独自の判断によりまして申し出をするというように法律上なっております。

○田中一君 東京以外にはどこを考慮されておりますか。

○説明員(小林忠雄君) ただいま一応考えられますところは、東京以外につきましては五大市及び福岡、札幌などが考えられるのじやないかと思ひます。

○委員長(中山福蔵君) ほかに御質疑はございませんか。——それでは質疑を終局することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようですから、討論を終局してよろしゅうございませうか。いかがです。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中山福蔵君) これより採決を行います。

駐車場法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。
「賛成者挙手」
○委員長(中山福蔵君) 全会一致でございます。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容及び議長に提出すべき報告書の作成、その他手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。よってさうに決定いたしました。
それから例により、賛成された方は順次御署名をお願い申し上げます。
賛成者署名
村上 義一 北 勝太郎
武藤 常介 中野 文門
斎藤 昇 田中 一
岩沢 忠恭 石井 桂
西田 信一 稲浦 鹿藏

○委員長(中山福蔵君) それじや速記をとめて。
「速記中止」
○委員長(中山福蔵君) 速記を起して。

本日はこれをもって散会いたします。
午後五時四十九分散会
五月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、日本道路公団法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十日)